

宮城県指定廃棄物最終処分場候補地選定に  
関する質問書に対する回答

平成26年5月

環 境 省

## <事前公表について>

1.

本年1月20日に開催された第5回宮城県指定廃棄物処理促進市町村長会議に先立ち、県内候補地の3市町が新聞で報道されました。その後の調査において情報漏洩元が特定されたのか伺います。

今後の各種情報管理及び公表等の際しても、同様の懸念を抱かざるを得ません。

(回答)

詳細調査の候補地に関する一部の誤った新聞報道が行われたことにより、地元が非常に混乱する状況となりました。このような報道がなされたことについては極めて遺憾であり、当該報道機関に対し、その旨申し入れを行いました。

なお、環境省における選定作業にかかる情報管理についてはこれまでも細心の注意を払ってきたところですが、改めて省内の関係者に対して確認をしましたが、情報の漏洩につながるような対応の事実はありませんでした。

指定廃棄物の処理を進めるに当たっては、正確な情報の発信が非常に重要であり、引き続き環境省における情報管理の徹底を図ってまいります。

## <候補地抽出及び選定過程等について>

2.

地域特性として配慮すべき事項で、観光に及ぼす影響を避けるため年間入込客数50万人以上の観光地が位置する市町村行政区を除外するとされています。本町の観光地である「やくらい観光施設群」の年間観光入込客数（県観光統計）は平均76万人超で推移しておりますが、除外地域となっております。

本年1月21日、環境省井上副大臣が来庁された折に環境省梶原部長から「観光入込客数は施設を一塊（ひとかたまり）として捉える」旨の説明がありました。本町やくらい観光施設群は、同一エリア内に存在する施設等で構成されるため、一塊の施設群と考えます。

やくらい観光施設群は、なぜ、地域特性（観光への影響）に配慮して除外する地域に該当しないのか伺います。

（回答）

宮城県内の実情を熟知し、地域の住民の代表である全市町村長と宮城県知事に参加いただいた市町村長会議における議論を踏まえて、宮城県の地域の実情に配慮した選定手法が確定しました。その選定手法の中では、宮城県観光統計概要の過去5年の主要観光地点の年間観光客数がそれぞれ50万人を超える観光地点が所在する市町村の行政区（大字単位）を除外することとしています。（観光施設を集合体としてとらえることとはされていません。）

加美町内の主要観光地点としては、薬菜山、やくらい薬師の湯、やくらい土産センター、やくらいガーデン、やくらいウォーターパーク、鳴瀬川上流、陶芸の里ゆーらんの7カ所がありますが、いずれもこの条件を満たしておりません。このため、今回の選定手法に基づいて観光への影響への配慮の観点から除外される行政区に該当するものではありません。

また、もし仮に観光入込客数は施設を一塊として捉えるとした場合であっても、市町村の行政区（大字単位）を除外することとしており、薬菜山等が所在する行政区は候補地が所在する行政区とは異なっていることから、候補地の選定結果に影響を与えることはありません。

3.

昨年11月、最終処分場候補地選定に際し田代岳を環境省で調査されたとお聞きしております。調査日、調査された方、人数、調査内容について伺います。併せて、その時のデータ（写真含む）の提供をお願いいたします。

また、調査に際し、該当町に対して連絡がありませんでした。その理由を伺います。

（回答）

地図情報などを基にして必要面積を確保できる土地として抽出された土地について、実際の候補地の地形等を把握することを目的に現地確認を行いました。具体的には、候補地内に既存情報では把握できなかった除外されるべき地形（崩壊地等）がないかや安心の評価に用いる生活空間や水源との近接状況、植生自然度についても既存情報に変化がないかを確認しました。

田代岳については、平成25年11月21～22日に環境省東北地方環境事務所の職員1名とコンサル2名で現地確認を実施しております。21日には候補地の地形や植生の状況及び離隔状況の評価対象となる建物を確認し、22日に水源としての離隔状況の評価している岩堂沢ダムを確認しております。現地確認の結果の詳細については、別添資料をご参照ください。

なお、現地確認は、市町村長会議で決定された選定手法に位置付けられていることから、現地確認に当たって所在市町村への連絡は行っていませんでした。なお、現地確認は自然災害のおそれがある地域等、安全等の確保に関する事項に配慮する観点から避けるべき地域などを除外した上で、必要面積（約2.5ha）を確保できるなだらかな地形として抽出された土地（17カ所）全てにおいて等しく実施しています。

4.

最終処分場候補地の抽出条件となっている「なだらかな地形（平均的な傾斜が15%以下）」の定義と、このことを抽出条件とした理由について伺います。

また、田代岳候補地は（7.9ヘクタール）内は、平坦地と急傾斜地とが混在する地域であります。田代岳候補地における傾斜算出の方法も併せて伺います。

（回答）

処分場を設置するためには、ある程度の広さを持つ平坦面が必要であるため、なだらかな地形を抽出条件としています。

傾斜については、一般的に工事中道路の縦断勾配として考慮されている15%以下に準じて、安全に施設の建設工事を実施することができる敷地全体の平均的な傾斜が15%（約9度）以下を目安としました。

なお、田代岳については災害復興のために利用可能な国有財産として東北財務局から情報提供を受けた国有地であり、面積7.9haの岩石採取跡地で更地であるとの情報がありました。

このため、現地確認を行い、平坦地と低い斜面の部分（平均的な傾斜が15%以下）で必要な面積が確保できる状況と認識しています。

5.

最終処分場の詳細調査候補地として田代岳が提示された直後から、本町では環境省に対して候補地選定に際し使用した詳細データ（地滑り、崩壊等の図面）の速やかなる提示を求めておりました。第1回目が2月28日、2回目が4月11日、3回目が4月18日と、提示が遅くなった理由を伺います。

（回答）

詳細調査候補地の選定に際し使用した詳細データについては、3市町足並みをそろえてご担当者に直接お会いして丁寧に説明させていただけるよう日程調整を行っておりましたために、時間を要してしまいました。

引き続き、丁寧なご説明に努めてまいりますので、ご理解いただきたいと考えております。

6.

候補地として選定された田代岳（箕輪山）は、地元では風の強い所、豪雪地帯として知られています。これら気象観測に関するデータの提示をお願いいたします。

気象に関するデータが不足するのであれば、複数年の気象観測が必須と思いますが、どのようにお考えなのか伺います。

（回答）

気象については、今後の詳細調査の段階で、文献や近隣における過去の観測データを収集した上で、現地での風向風速観測を行う予定です。近隣の過去のデータと現地での観測結果を比較するなどして気象条件の想定を的確に行う予定であり、複数年の気象観測が必要とは考えておりません。

また、施設の設計や施工にあたっては、強風や豪雪であることを十分に考慮することで安全性を確保することとします。

積雪への具体的な対策としては、四方を造成法面に囲まれたすり鉢状の地形をなしていることから、周囲の法面については、雪崩防止柵等の雪崩対策工を設置することが可能であると考えています。

強風への具体的な対策としては、処分場の埋立作業中のエリアは、鉄骨造の建屋の内部にあり、埋立が終了した部分から順次コンクリートの蓋をするため、開放されている部分は一部に限られることとなります。さらには、悪天候の場合には、開放されている部分に覆い等（鉄板）を施すことにより飛散の防止に万全を期することとします。

また、処分場の埋立終了地については、コンクリート製の覆いで蓋をし、さらにその上を土壌等で覆うため強風による影響は防止できると考えています。

7.

環境省から提示のありました地滑り地形箇所（防災科学技術研究所）を見ても、田代岳（箕輪山）を取り巻く地域一帯が地滑り地帯であることが示されております。

田代岳（箕輪山）は、地滑り地帯の隙間となっていることから、候補地選定に際し田代岳と近接する地すべり地帯との相関関係がないと判断された根拠をお示しください。

また、「平成7年度鳴瀬川農業水利事業二ツ石ダム原石山等環境影響調査業務報告書【東北農政局発注】」によると、採掘終了後には、崩壊・崩落が加速し鳴瀬川水系と江合川水系の分水界の崩壊が大規模に進行する恐れがあると明示されています。

環境省では、これらの資料を確認されたのか伺います。

（回答）

有識者会議や市町村長会議でのご議論を重ねた上で確定した選定手法では、自然災害を考慮して避けるべき地域として、既存のデータのあるエリアを除外することとしております。具体的には、地すべり危険箇所、地すべり地形箇所、砂防指定地、急傾斜崩壊危険箇所、深層崩壊溪流区域（相対的に危険度の高い溪流）、土石流危険区域、土石流危険溪流を除外していますが、候補地内に該当する箇所はありません。

ご指摘の文書の確認については、詳細調査の一環であると考えます。

今後の詳細調査において、関係省庁や町が所有する情報も参考に、文献調査や地表地質踏査、ボーリング調査、弾性波探査、現場透水試験などの地質調査を実施し、候補地の安全性について改めて確認したいと考えています。

8.

「平成20年度鳴瀬川（I期）・大崎農業水利事業 二ツ石及び岩堂沢ダム環境影響調査業務報告書【東北農政局発注】」によると、当該地域はクマタカをはじめとした絶滅危惧種である猛禽類の繁殖地であり、田代岳（箕輪山）も原石採取後、徐々に狩場となってきているとの結果報告があります。

また、その後の定期調査で、田代岳（箕輪山）を中心とした半径4キロメートル圏内には、前述のクマタカのほか、オオタカ、サシバ等が繁殖していることが確認（「国土交通省鳴瀬川総合開発調査事務所 H21生活再建相談会説明資料」）とされています。

自然環境の保全・整備、野生動植物の種の保存等が環境省の大きな役割となっている中で、環境影響調査の必要があると思いますが、どのようにお考えなのか伺います。

（回答）

指定廃棄物の処分場については、放射性物質汚染対処特措法に基づく施設であること、また、施設面積が10ha以下と規模が小さいことなどから、環境影響評価法、宮城県環境影響評価条例には該当せず、環境影響評価の実施は必要ありません。

ただし、宮城県における候補地選定手法においてお示ししているとおり、最終的な候補地については、計画地及びその周辺の動植物の現況を把握することを目的として、動植物調査を行います。

具体的には、既存文献や資料調査を基本として、専門家等へのヒアリングも行います。調査区域については、候補地及びアクセス道路としていましたが、アクセス道路については、新設する予定がないため、候補地及びその周辺に生息・生育する重要な種、群落等の情報を収集し、施工時における配慮事項について検討・整理することとしております。

なお、動植物調査の一部については、候補地全てにおいて先行して詳細調査と同時期に開始することを予定しています。既存文献等による調査をベースとし、必要に応じて現地でのデータ収集を実施することを想定しています。この動植物調査は、詳細調査とは別に行うものとの位置づけであり、詳細調査の評価に影響するものではありません。

9.

田代岳（箕輪山）から1キロメートル圏内の東側にウトウ沼、南側に谷地平沼があります。ウトウ沼には国際自然保護連合（IUCN）によりレッドリストの（※軽度懸念（LC））の指定を受けているハッチョウトンボ（宮城県では絶滅危惧Ⅰ類に指定）という日本で最小のトンボが生息していることが確認（「宮城教育大学環境教育研究紀要第6巻」）されています。

このことから、谷地平沼における生息調査も必須と思われませんが、環境省ではどのようにお考えなのか伺います。

（回答）

指定廃棄物の処分場については、放射性物質汚染対処特措法に基づく施設であること、また、施設面積が10ha以下と規模が小さいことなどから、環境影響評価法、宮城県環境影響評価条例には該当せず、環境影響評価の実施は必要ありません。

ただし、宮城県における候補地選定手法においてお示ししているとおり、最終的な候補地については、計画地及びその周辺の動植物の現況を把握することを目的として、動植物調査を行います。

具体的には、既存文献や資料調査を基本として、専門家等へのヒアリングもを行います。調査区域については、候補地及びアクセス道路としていましたが、アクセス道路については、新設する予定がないため、候補地及びその周辺に生息・生育する重要な種、群落等の情報を収集し、施工時における配慮事項について検討・整理することとしており、谷地平沼は対象にならないと考えております。

なお、動植物調査の一部については、候補地全てにおいて先行して詳細調査と同時期に開始することを予定しています。既存文献等による調査をベースとし、必要に応じて現地でのデータ収集を実施することを想定しています。この動植物調査は、詳細調査とは別に行うものとの位置づけであり、詳細調査の評価に影響するものではありません。

（※ 軽度懸念（LC）：基準に照らし、絶滅種、絶滅危惧ⅠA類、絶滅危惧ⅠB類、絶滅危惧Ⅱ類、準絶滅危惧のいずれにも該当しない種。

10.

最終処分場建設に伴い、起こりうる風評被害の内容・規模について、環境省ではどのように想定しているのか伺います。

また、環境省では最終処分場建設について、自然災害や人為的ミス等による火災等を含む事故が発生した場合の対策について、どのようにお考えなのか伺います。

(回答)

風評被害対策については、まずは風評被害が発生しないようにすることが重要です。このため、まずは、施設の安全性のPRやモニタリング情報の公開等により、風評被害の未然防止に万全を尽くしていきます。

また、観光や特産品のPR活動などに対する支援を行うなど、風評被害払拭のための対策が実施できるようにしっかり備えたいと考えています。

処分場については、放射性物質の漏出等の事故が発生しないよう十分安全な施設として整備いたします。

さらに、自然災害や万が一の人為的ミス等による被害を未然に防ぐため緊急時マニュアルの作成、防災訓練等を行います。

仮に自然災害や万一の事故が発生した場合は、被害を最小限にするため、速やかに被害拡大防止や現状復旧等の必要な措置を国が責任を持って行なってまいります。

火災等に対する具体的な対応策としては、指定廃棄物ガイドラインに則って、焼却対象物を適正な量を保管することとし、建屋内の定期的な換気等を実施し、蓄熱による温度上昇による火災予防を講じます。

仮置場の建屋に関しては、建築基準法に基づいて防火対策を施し、構造材は鋼製の骨組み構造とし、外壁等には不燃材を使用します。また、火災報知器、消火器、防火水槽等を設置します。

焼却に使用する燃料の保管については、危険物の標識を明示し、消防法に基づき、火災予防上安全な距離を確保します。

万一、火災が発生した場合は、焼却炉の緊急停止を行うと共に、運転員によるスムーズな初期消火及び消防への通報を行います。

11.

最終処分場候補地になった3カ所から、必ず1カ所を選定するのでしょうか。それとも、3カ所とも不適地とすることもあり得るのでしょうか、伺います。

(回答)

今回の選定に当たっては、宮城県知事及び宮城県内の実情を熟知している全ての市町村長が参加する市町村長会議で、議論を重ね、宮県の実情に配慮した候補地の選定手法を選定しました。

会議では、具体的な評価項目・評価基準や、評価に用いるデータに何をを用いるかについてもあわせて説明を行い、ご理解をいただきました。

環境省では、この確定した選定手法にしたがい、根拠となるデータをすべて示して選定作業を行い、その結果として提示したものであることから、その結果については、ご理解いただきたいと考えております。

今後、詳細調査の実施により、現地の地質・地盤性状に関する詳細なデータを入手し、安全性の確保についての議論を深めさせていただき、候補地選定の際に行った安心等の観点からの総合評価の結果、詳細調査の評価結果等から総合的に判断し、基本的には3つの候補地の中から最終的な候補地を確定できるものと想定しています。